**平成３０年（フ）第１３０７号**
東京都江東区南砂５丁目24―６―102
債務者　菅原　順子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１３０９号**
東京都足立区西新井本町１丁目27―22―105
債務者　柳　　秀子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１３２２号**
東京都中野区若宮２丁目21―14
債務者　橋本　紀子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１３２８号**
東京都港区台場１丁目３－２―2402
債務者　武藤可奈子（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１３３０号**
東京都葛飾区西亀有２丁目20―15―201
債務者　具志　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１３３６号**
東京都中央区勝どき１丁目５－１―504
債務者　森田　　勉
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第２２３号**
横浜市南区井土ケ谷下町23番地２　神谷アパート202
債務者　今別府茂稔
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第２８８号**
横浜市都筑区加賀原１丁目23番28号　ヴェルディーラ406号
債務者　森田　秀紀
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３００号**
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目22番地８
債務者　角野　安子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３０１号**
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目22番地８
債務者　角野　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第３２５号**
横浜市南区共進町２丁目37番地21
債務者　宮本　伸子
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第６号**
熊本県人吉市下原田町字瓜生田657番地２
瓜生田住宅２号
債務者　山下　宗丈
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成３０年（フ）第７号**
熊本県人吉市下原田町字瓜生田657番地２
瓜生田住宅２号
債務者　山下　聖奈
1　決定年月日時　平成30年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

**平成３０年（フ）第１２７０号**
東京都港区東麻布２丁目４－８―102
債務者　園田　　愛
1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成３０年（フ）第１２８７号**
東京都品川区西五反田６丁目24―11―601
債務者　山岡　勇輝
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部